## 第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

場 所 JA三重中央久居支店 2階 会議室

出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正

29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次

33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫

38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晉三・42 片岡 眞郁

47 中谷 秀也

以上17名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34 浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 飯田事務局長・鈴村事務局次長・中西担当副主幹

総 合 支 所 久居:加賀主査 一志:片山担当主幹 白山:前田担当副主幹

美杉:小林担当副主幹

議事録署名者 26 稲葉 和久・36 井谷 功

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・使用貸借)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定 について <別冊>

議 事 の 大 要 議 長 それでは、第11回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の議事録署名人を指名させていただきます。26番 稲葉委員、36番 井谷委員、ご両人、よろしくお願いします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第3 号につきまして、事務局から一括して報告を願います。よろしくお願いします。 事務局 議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございま 番号1から3で、件数は3件、面積は田で8,938㎡でございます。 これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により 解約したものであります。 2ページから4ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございま す。 番号1から8で、4ページになりますが、合計で件数は8件、面積は 31,390㎡で、その内訳は、田が21,989㎡、畑が9,401㎡でございま これらにつきましては、相続の届出でございまして、あっせんの希望はあり ません。 なお、現況地目が宅地や山林などになっているところは無断転用の可能性が ありますので、届出人に対して指導しております。 5ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでござい ます。 番号1、一般個人住宅用地の1件で、合計面積は畑で89㎡でございます。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。 議 長 はい、ありがとうございました。 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いしま す。 それでは、議案事項に入らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許 可・所有権移転)を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。 事務局 6ページ、7ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許 可・所有権移転) でございます。 、面積27,130.61㎡、渡 番号1、地区 久居、受人

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積27,130.61㎡、渡人 \_\_\_\_、面積27,130.61㎡、申請地 久居井戸山町東興\_\_\_、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積1,378㎡です。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。

番号2、地区 久居、受人 \_\_\_\_、面積0㎡、渡人 \_\_\_、面積 1,695㎡、申請地 久居井戸山町行成\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、 面積796㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を 譲り受け、新規に営農を開始するものです。耕作面積は、議案第2号でご審議 いただきます借入地を含め5,225㎡になります。

番号3の案件につきましては、受人の都合で取り下げの申し出がありました。 このため抹消をお願いします。

番号4、地区 家城、受人 、面積 5, 7 3 2 m<sup>2</sup>、渡人 面積7,317㎡、申請地 白山町南家城家野\_\_\_、台帳地目・現況地目と も田、面積349 m、外2筆で、7ページになりますが、合計面積2,451 m。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請 地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 下之川、受人 、面積2,361㎡、渡人 面積9,104.62㎡、申請地 美杉町下之川中津 、台帳地目・現況 地目とも畑、面積125㎡、外2筆、合計面積1,516㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲 り受け、利用権を設定する2,361㎡の農地とあわせて新規に営農を開始する ものです。

番号6、地区 下之川、受人 \_\_\_、面積 2, 0 2 6 m 、渡人 2名、面積7,765㎡、申請地 美杉町下之川神山 、台帳地目・現況 地目とも畑、面積224㎡、外2筆で、合計面積1,086㎡。

これにつきましては、受人は、遠方で耕作が不便な渡人から申請地を譲り受 け、利用権を設定する2,026㎡の農地とあわせて新規に営農を開始するもの です。

以上、1件取り下げがありましたので、件数は合計5件で、面積は7.227 m、その内訳は、田が3,376m、畑が2,473m、その他、これは台帳地 目が山林、現況地目が畑ですが、1,378㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地 に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全て を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。 長 議

> 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意 見をお伺いします。1番をお願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。13日に委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。 現地は、久居自衛隊の駐屯地がありまして、それから東へ行きますとが あります。その から北側へ大体1kmから1.5kmぐらいのところ に畑がありまして、その畑というのは、もうほとんどその周辺も梨の樹園地に なっております。本人さんも、現在、ハウスで苺も作ってみえて、しっかり農 業をやってみえるので問題はないかと思われます。詳細については事務局の説 明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。先ほどの説明と同じ日に現地確認してまいりました。場 所は、近鉄沿線の久居駅と桃園駅の真ん中あたりで、近くに\_\_\_\_\_\_団地がありす。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議、お願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。番号4番について報告をさせていただきます。

13日午後から、地元委員3名、事務局1名で現地の確認を行いました。場所は、\_\_\_\_\_から東へ100mぐらい下ったところが現地でございます。申請内容については、事務局の説明どおりでございます。

もう1箇所は、家城から八ッ山へ抜けるところに\_\_\_\_\_があるんですが、その\_\_\_\_\_から北へ200mぐらい行ったところが現場でございます。地目は田で現況は畑でございますが、柿が植えられてございます。特に周囲に影響は及ぼさないと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。下之川5番、6番について説明します。

5番については、譲受人は美しい環境の地で農作業をするのが若いころからの夢であるということで、どうにかこうにか今になって夢が実現したということでした。渡人は、高齢で労力がないということで経営面積を縮小したいということでした。5番は以上です。

6番については、受人は、前々回で、申請がありましたとおり、隣地の宅地を取得したので隣の譲り受けをしたいということです。渡人は、遠方に住んでいるので、譲り渡して規模を縮小したいということです。以上です。

議 長 ありがとうございました。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定し たいと思います。

続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)でございます。

番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_、貸し人 \_\_\_、面積2,600 ㎡、申請地 久居元町起し\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積545

	m <sup>2</sup> 、外2筆、合計面積2,237 m <sup>2</sup> です。
	これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人と無期限の使
	用貸借契約をし、新規に営農を開始するものです。
	番号2、地区 久居、借り人、貸し人、面積91㎡、申
	請地 久居元町起し、台帳地目・現況地目とも畑、面積91㎡。
	これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人と無期限の使
	用貸借契約をし、新規に営農を開始するものです。
	番号3、地区 久居、借り人、貸し人、面積353㎡、
	申請地 久居元町起し、台帳地目・現況地目とも畑、面積273㎡。
	これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人と無期限の使用貸借
	契約をし、新規に営農を開始するものです。
	番号4、地区 久居、借り人、貸し人、面積278㎡、
	申請地 久居元町起し、台帳地目・現況地目とも畑、面積278㎡。
	これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人と無期限の使
	用貸借契約をし、新規に営農を開始するものです。
	番号5、地区 久居、借り人、貸し人、面積2,082
	m <sup>2</sup> 、申請地 川方町里ノ内新畑、台帳地目・現況地目とも畑、面積
	$1,550 \mathrm{m}_{\circ}^2$
	これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人と無期限の使用貸借
	契約をし、新規に営農を開始するものです。
	以上、件数は5件で、合計面積は畑で4,429㎡でございます。
	これら案件につきましては、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、
	周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可
	要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。
F100	事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員
	のご意見をお伺いします。1番から5番まで、お願いします。
稲葉委員	26番 稲葉です。13日に現地確認に行ってまいりました。実はこの1番
	から4番までの番号の地域が、ちょうど久居の公民館の近くにがあり
	ますが、そのの道1本隔てた東側のすぐ近くの住宅地の中で、50m
	四方の中に密集しておるというような状況でございます。特にこの番号2と4
	番は、地番を見たらわかるように、と全く同じ場所にありまして、と
	にかく密集しておるという状況です。事務局の説明どおり何ら問題ありません
	ので、よろしくご審議お願いします。
	番号5は、6ページの2番で団地があると申し上げましたが、そこ
	と全く隣同士に位置しておりまして、ちょうど川方と井戸山と名前は違うんで
	すが、農道を隔てて左側が川方で右側が井戸山という全く隣接しているところ
	でございまして、事務局の説明どおり、何ら問題と思いますので、よろしくお
	願いします。
議長	ありがとうございます。
	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思
	います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定し たいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員 会許可)でございます。

番号1、地区 高岡、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町日置川成\_\_\_\_、 台帳地目・現況地目とも田、面積472㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は $264.06 \, \text{m}^2$ で、転用面積の $55.9 \, \text{%}$ になります。農地区分は、第2 種農地と判断されます。

番号2、地区 下多気、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_、 台帳地目 田、現況地目 宅地、面積130㎡。

これにつきましては、申請地を建設会社の事務所用地とするものですが、平成6年4月ごろに建築されており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は田で602㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見 をお伺いします。1番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。11月13日に午後1時から、委員3名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、一志美杉線の\_\_\_\_\_\_があるんですが、それの北側を西のほうに100mぐらい入ったところが場所でございます。内容については事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。番号2、下多気について説明したいと思いますが、平成 6年4月ごろ、以前から事務所を建てておったということです。始末書の添付 もありますし、事務局の説明どおりでございます。

議	長	それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方から何かご意見がありましたらお伺いします。よろしいですか。
部会委	員	<一同 意見なし>
議	長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、 これにご異議ございませんか。
部会委	員	<一同 異議なし>
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。 引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。
事務,	局	議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。 番号1、地区 久居、受人 有限会社 代表取締役 、渡人 外2名、申請地 戸木町西羽野 、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,123㎡、外3筆で、合計面積4,254㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は1,683㎡で、転用面積の39.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 川口、受人 株式会社 代表取締役 、

	が提出されております。開発される全体面積は14,571㎡で、このうち農地のお用ではなった。
	の転用面積は、一体利用されるこの後の議案第5号の案件887㎡を含めまして6706㎡。パネル記署を持は607065㎡。今体を持の427006
	て $6,706$ ㎡。パネル設置面積は $6,370.65$ ㎡で、全体面積の $43.7$ %になります。農地区分は、第 $2$ 種農地と判断されます。
	番号7、地区 八ツ山、受人、渡人、申請地 白山町
	山田野口大山 、台帳地目・現況地目とも畑、面積555m <sup>2</sup> 。
	これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とす
	るものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号8、地区 石名原、受人、渡人、申請地 美杉町
	石名原西ノ平、台帳地目・現況地目とも田、面積356㎡。
	これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とす
	るものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号9、地区 奥津、受人、渡人、申請地 美杉町奥
	津羽根田 、台帳地目・現況地目とも畑、面積766㎡、外1筆で、合
	計面積 1, 2 7 8 m <sup>2</sup> 。
	これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設
	用地とするものです。パネル設置面積は387.6㎡で、全体面積の30.3%に
	なります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号10、地区 下多気、受人、渡人、申請地 美杉
	町下多気漆、台帳地目 田、現況地目 山林、面積204㎡。
	これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けるものですが、昭
	和50年ごろ渡人により植林され、始末書の提出がありますことから、追認し
	ようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	11ページをお願いいたします。
	以上、件数は10件、合計面積は13,054㎡で、その内訳は、田6,392
	㎡、畑6,662㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条
	第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。
HX X	事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意
	見をお伺いします。
	1番、お願いします。
大井委員	27番 大井です。11月13日に現地確認に行ってまいりました。午後に
	は本庁の事務局、会長以下も現地確認をしていただきました。場所は、戸木町
	のから西へ1kmぐらいの所は畑の中でして、周囲も、耕作放棄地で
	はないですけど、管理はされているけど草は生えて耕作されていないようなと
	ころです。今回、この4筆で四角形になるような畑でして、事務局説明のとお
	りで、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
⇒¥	
議 長	ありがとうございます。
	2番、お願いします。
池田委員	35番 池田です。2番と7番です。13日に総合支所1名と委員3名で現
心出女只	地を確認しました。

7番につきましては、場所は、白山中学校へ総合支所のほうから行って、雲出川を越えて信号がございます。信号を左へ曲がっていきますと、500mぐらい行ったところの左側のほうへ川があって入っていきます。その上に見えるのは、\_\_\_\_\_があります。場所は問題がないと思います。自分宅の裏は売主というか、その人が住んでおったという場所でございますけども、そこは空き家になって道もありますし、問題がないと思いますので、事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。

議長 3番、4番、5番、6番お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。3番、4番、5番、6番の場所は、亀広の桜並木の西の ほうに当たるんですが、13日に本庁、それから会長、部会長以下、うちの委 員3名で見ていただきました。この大半のところは茶畑をもう止めてしまうと いうことがあって、説明のとおり、太陽光発電を行うことになりました。説明 どおり何ら問題はないということでお話をいただきました。よろしくご審議願 います。以上です。

議長 ありがとうございます。8番、お願いします。

岸野委員 37番 岸野です。8番と9番を説明します。

8番は、13日に美杉の関係者で調査を行いました。駐車場への転用ということでございますけども、周囲の同意等もありますので、別段問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

9番は、13日に会長以下で調査をお願いいたしました。場所ですけども、 から南のほうへ5~600mというような場所であります。隣地の畑の同意、あるいは地域住民の承諾もありますので、別に問題はないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。10番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。番号10について説明いたします。以前より山林として 管理している60年生の山です。後継者がいないので林地の所有者に譲り渡し たいということです。始末書の添付もありますので、よろしくお願いしたいと 思います。

議 長 ありがとうございます。

地元より説明がございましたが、皆さんからのご意見がありましたらお願いしますが、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、 これにご異議ございませんか。

## 部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定し たいと思います。

> 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)を議題といたします。事務局、説明願います。 お願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)でございます。

件数はこの1件でございまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺します。

井谷委員 説明どおり、先ほどのところと同じということですが、地番から見てもらうと、ちょうど真ん中に挟まれているというようなところであります。一体化して太陽光発電施設をつくるということで、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定し たいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員許可・使用貸借)を議題といたします。事務局、説明お願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員 会許可・使用貸借)でございます。 番号1、地区 久居、借り人 、貸し人 、申請地木造町 赤坂、台帳地目・現況地目とも畑、面積492㎡です。 これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、太 陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は273.84㎡で、全体面 積の55.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 久居、借り人 、貸し人 、申請地木造町 的場 、台帳地目・現況地目とも田、面積823㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、太 陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は391.2㎡で、全体面積 の47.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 久居、借り人 、貸し人 ……、申請地木造町 西塚越\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積928㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、申 請地のうち582㎡を太陽光発電施設用地に、また残りの346㎡については 長男であるに貸借し、一般個人住宅用地とするものです。パネル設置 面積は260.8㎡で、太陽光発電施設用地の44%になります。農地区分は、 第2種農地と判断されます。 番号4、地区 榊原、借り人 \_\_\_\_、貸し人 町上出 、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積271㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人と無期限の使用貸借契約をし、申請 地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は112.6㎡で、全 体面積の41.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 なお、台帳地目が田、現況は雑種地となっておりますが、これは、平成10 年に転用許可を受けたものの未登記のまま放置されていたためで、今回、目的 をかえての申請になりますことから、改めてご審議をお願いするものです。 番号5、地区 大井、借り人 、貸し人 、申請地 一志 町大仰芝ヶ鼻\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積478㎡、外 1筆、合計面積509㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人と無期限の使用貸借契約をし、申請 地に一般個人住宅を建築しようとするものですが、一部は平成19年6月ごろ から倉庫及び駐車場用地として利用されており、始末書の提出がありますこと から、追認しようとするものです。また、転用面積が500㎡を超えておりま すが、「利用する土地がほぼ500㎡となり、残地部分の有効利用は困難であ ることから、全部を転用したい」との理由書が提出されております。農地区分 は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は5件、合計面積は3,023㎡で、その内訳は、田1,094㎡、 畑1,929㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

11

ありがとうございます。

長

議

事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員の ご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 1番、2番、3番について説明します。

1番については、太陽光発電施設ということで、桃園小学校から東へ500mぐらいです。その場所に\_\_\_\_\_\_団地があるんですが、そのすぐ裏です。

2番が、これも同じく\_\_\_\_\_のすぐ裏です。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。13日に現地確認に行ってまいりました。場所は、温泉保養館湯の瀬より県道亀山白山線へ下り500m行きまして、左に市道がありまして、それを100mぐらい上りますと\_\_\_\_\_があります。その手前を下って500mのところが現地です。事務局の説明どおり何ら問題がないかと思いますので、よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。5番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。13日に現地確認しました。場所は\_\_\_\_\_の近くです。 現在、駐車場と倉庫が建っておりますけども、今度、息子さんが帰られるとい うことで家屋を新築されます。始末書等も出ておりますので、よろしくご審議 のほうをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することと決定し たいと思います。

> 続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化 促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題としま す。事務局、説明お願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。 各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で43,728㎡、畑の賃貸借、使用貸借で9,557㎡、契約件数は21件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で21,233㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1.253㎡、契約件数は15件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で23,049㎡、契約件数は8件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で4,302 ㎡、畑の使用貸借で1.189 ㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて92,312 ㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて11,999 ㎡、合計契約件数は47件、合計面積は104,311 ㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区が6件、一志地区が5件、白山地区が4件、美杉地区が1件、合計で16件、合計面積は54,931㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんから何かご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市 長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

	午後3時00分			
1. 割は 1 1 同質 0 曲 地並入の発声と短しとよ のベナフ				
上記は、11回第2農地部会の議事を録したものである。				
平成26年11月20日				

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_\_